

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(一部改正))

第十七条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

第十四条 省略

附 則

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

第十四条 同上

2 平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた法人の同日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「改正事業年度」という。)から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条规定第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があつたこと(改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日)

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があつたこと(改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日)

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

二 ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 当該事

実が生じた日以後七年を経過する日

3| 前項の規定は、確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各

号に掲げる事が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4| 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第二項の規定を適用することができる。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第二十二条 省略

第二十二条 同上

2| 平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた連結親法人

の同日以後最初に開始する連結事業年度（以下この項において「改正連結事業年度」という。）から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定の適用については同項第一号口中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があつたこと（改正連結事業年度開始日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。）当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があつたこと（改正連結事業年度開始日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。）当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ニ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 当該事

実が生じた日以後七年を経過する日

3 | 前項の規定は、連結確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前

項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り

4 | 適用する。

4 | 税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

（個人の準備金に関する経過措置）

第五十条 省略

- 2 旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十五年一月一日において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、同年から平成二十八年までの各年（当該個人が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者（以下この条において「中小事業者」という。）である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年）において、当該特別修繕準備金の金額の四分の一（当該個人が中小事業者である場合には、十分の一）に相当する金額（次項において「四年等均等（次項において「四年等均等取崩金額」という。）」を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 · 4 省略

- 5 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十五年から平成二十七年までの各年（当該個人が中小事業者である場合には、平成二十五年から平成三十三年までの各年）に青色申告書の提出の承認を取り消され、又

3 · 4 同上

- 5 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十五年から平成二十七年までの各年（当該個人が中小事業者である場合には、平成二十五年から平成三十三年までの各年）に青色申告書の提出の承認を取り消され、又

は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。

6 旧租税特別措置法第二十条第六項から第八項までの規定は、平成二十五年から平成二十八年までの各年（当該個人が中小事業者である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年）において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における

法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四項	第三項	第二項	
省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。

6 旧租税特別措置法第二十条第六項から第八項までの規定は、平成二十五年から平成二十八年までの各年（当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年）において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条 同 上

		第十二項	省 略
第十三項	省 略	省 略	省 略

(法人の準備金に関する経過措置)

第六十五条 省 略

2 旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第二項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 18 省 略

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

		同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

(法人の準備金に関する経過措置)

第六十五条 同 上

2 旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が新租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 18 同 上

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項	第三項	第四項	第五項
省 略	省 略	省 略	省 略
第六十八条の九 第十一項（前条） 第七項の規定に 規定による改正後 の租税特別措置法（ より読み替えて 適用する場合を 含む。）、次条 第五項、第六十 八条の十一第五 項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第八号）第八条の 規則による改正後の租税特別措置法（ 以下この項において「平成二十七年新 租税特別措置法」という。）第六十八 条の十第五項、平成二十七年新租税特 別措置法第六十八条の十一第十二項	第六十八条の九 第十一項（前条） 第七項	新租税特別措置法第六十八条の九第十 一項（所得税法等の一部を改正する法 律（平成二十五年法律第五号）附則第 七十五条の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第八条の規定 による改正前の租税特別措置法第六十 八条の九の二第七項
第六十八条の十 三第四項、第六 十八条の十四第 五項、第六十八 条の十五第五項 、第六十八条の 十五第五項	平成二十七年新租税特別措置法第六十 八条の十三第四項、平成二十七年新租 税特別措置法第六十八条の十四第五項 、平成二十四年旧効力措置法第六十八 条の十四第五項、平成二十七年新租税 特別措置法第六十八条の十五第五項、 新租税特別措置法第六十八条の十三第 四項、新租税特別措置法第六十八条の十 一第十二項	第六十八条の九 第十一項	新租税特別措置法第六十八条の十第五 項、新租税特別措置法第六十八条の十 一第十二項

第七十二条 同 上

第五項	第六十八条の九 第十一項	第六十八条の十 三第四項、第六 十八条の十四第 五項、第六十八 条の十五第五項 、第六十八条的 十五第五項	第六十八条の十 三第四項、第六 十八条の十四第 五項、第六十八 条の十五第五項 、第六十八条的 十五第五項
同 上	同 上	同 上	同 上
新租税特別措置法第六十八条の九第十 一項（所得税法等の一部を改正する法 律（平成二十五年法律第五号）附則第 七十五条の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第八条の規定 による改正前の租税特別措置法第六十 八条の九の二第七項	新租税特別措置法第六十八条の十第五 項、新租税特別措置法第六十八条的 十一第十二項	新租税特別措置法第六十八条の十三第 四項、新租税特別措置法第六十八条的 十四第五項、平成二十四年旧効力措置 法第六十八条的 十四第五項、新租税特	新租税特別措置法第六十八条的 十三第 四項、新租税特別措置法第六十八条的 十四第五項、平成二十四年旧効力措置 法第六十八条的 十四第五項、新租税特

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第八十二条 省略

旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二

八十二条 同上

第八十二條 同上

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二

十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3
13 省略

十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3
13 同上